

山形県猫の適正飼養ガイドライン

～人と猫が共生できるまちづくりのために～

平成30年3月
山形県



目 次

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. はじめに | P1 |
| 2. 定義 | P2 |
| 3. 猫の適正飼養対策 | P3~5 |
| (1) 猫を飼い始める前に | |
| (2) 飼い主の心構え | |
| 4. 野良猫対策 | P6~8 |
| (1) 野良猫へのエサやりについて（飼い主責任が問われます） | |
| (2) 地域猫活動（野良猫対策の有効な手段の例） | |
| 5. 関係法令等 | P9~11 |

1 はじめに

山形県では、人と動物の調和のとれた共生社会を実現するため、平成 20 年に「山形県動物愛護管理推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定し、その後、平成 26 年に改定して取組を進めてきました。

取組を進める上で、山形県では、「犬・猫の致死処分数を平成 24 年度実績の 50%以下」という具体的な数値目標を定め、平成 28 年度に犬・猫共に初めて達成することができました。

一方で、猫については、なお 757 頭が致死処分されていること、そして致死処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術がなされていないために生まれた所有者のいない子猫という事実もあります。

また、県内保健所に届いた猫に関する相談・苦情は、平成 28 年度、853 件でした。このうち、猫の引取り相談が約 30%（262 件）と最も多く、次いで猫が戻らない（176 件）、糞尿・悪臭被害（84 件）、その他野良猫のエサやり、捨て猫、多頭飼育等です。

猫は、犬と違い係留や登録の義務がなく、飼養にあたっての法的規制はありません。猫に対するトラブルが発生しても、明確なルールがないことから、根本的な解決に至らないことが多々ありました。

このため、県では、猫の飼養に関してガイドラインを作成し、問題解決の糸口としたいと考えています。

このガイドラインは、「猫の適正飼養対策」と「野良猫対策」の 2 部で構成しています。「猫の適正飼養対策」では猫の習性や飼い主の心構えなど飼養に係る基本事項を記載し、「野良猫対策」では、特に有効な手段として「地域猫活動」を例示し、その活動の適切な運用を図るため、目的、効果、役割分担、手順について示しました。

地域猫活動は、猫に係る問題を地域の生活環境上の問題ととらえ、地域特性や住民の意見を踏まえながら地域でルールを作り、地域住民が主体となり、県・市町村、動物愛護ボランティア、獣医師等と適切に協働していく仕組み作りが重要と考えています。

また、このガイドラインは、「推進計画」に基づき、人と猫が共生していくための基本的なルールを示すことで、猫が好きな人や嫌いな人、関心のない人など様々な考えを持つ人がいる社会において、一定の共通認識、相互理解を持ってもらうことを目指して作成しました。

このガイドラインを多くの方に御一読いただき、猫の適正飼養について理解を深め、猫の問題に対して住民・行政・動物愛護団体等が協働し、様々な問題を解決するための一助となることを願っています。

このガイドラインの基本的な考え方

- 猫の飼い主をはじめ、多くの人に適正飼養やルールを学んでもらうこと。
- これから猫を飼う方が適正飼養の十分な準備ができるようになること。
- 飼い主のいない猫（野良猫、地域猫）に関する様々な課題の解決の一助となること。

2 定義

このガイドラインでは、次に掲げる用語の意味は以下のとおりとしています。

(1) 飼い猫：特定の飼い主（猫を所有又は占有している者）のいる猫

①そと猫

屋内と屋外を出入りしている猫や屋外のみで飼養されている猫。

屋外に猫が出ることにより、近隣に対して糞尿被害や畑荒らしなどの迷惑をかけたり、交通事故や他の猫とのけんかによる感染症の危険があり、県内では毎年3,000頭以上の猫が道路など公共の場所で死亡し収容されています。また、不妊去勢手術を行っていない場合は、望まれない不幸な猫が生まれることがあります。

②うち猫

屋内のみで飼養されている猫。

近隣に対して、糞尿被害や畑荒らしなどの迷惑をかけることがなく、猫にとっても事故がおきにくいほか、他の猫とのけんか等による感染症（猫エイズや猫白血病など）の危険が低く、安全で健康に暮らせます。

国や県では、「うち猫」として飼養することを推奨しています。

(2) 飼い主のいない猫：特定の飼い主がいない又は判明しない猫

①野良猫

特定の飼い主がおらず、屋外で生活している猫。

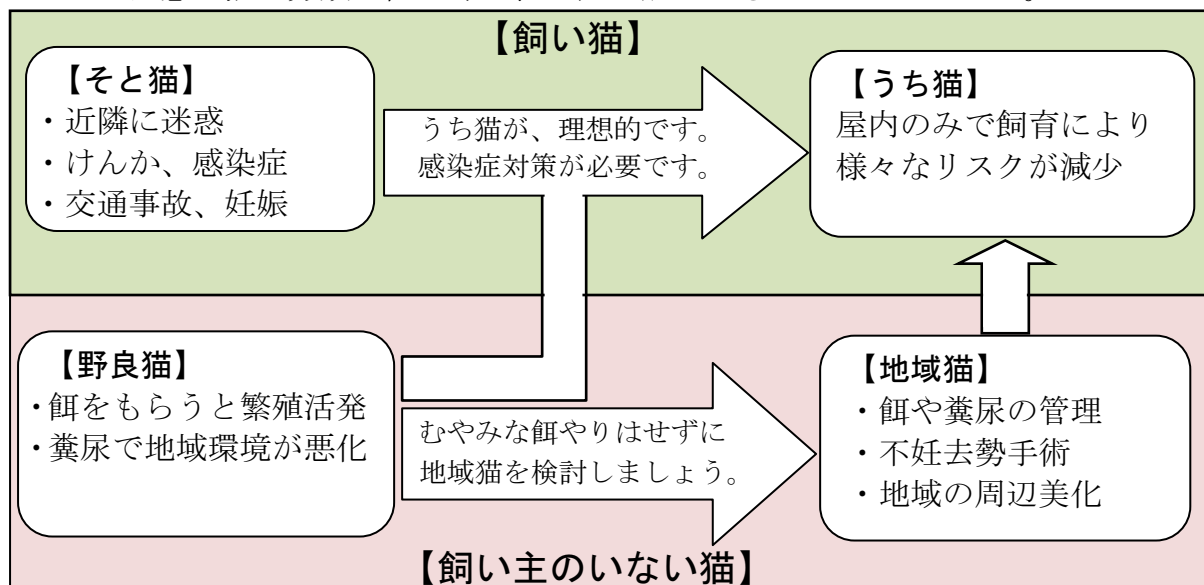
元々は飼い主がいたが、逃げたり、捨てられたり、不妊去勢手術をしていない「そと猫」による不要な繁殖によりその地域にすみついた猫。

屋外で生活しているため、「そと猫」と同様に交通事故や病気に感染する可能性が高く、比較的短命。

②地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民により適正管理された状態にある特定の飼い主がいない猫。地域で生活する猫を把握し、その地域に合った方法で餌や糞尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず一代限りの生を全うする猫。

*注意：猫の分類の仕方等は、上記に限ったものではありません。



3 猫の適正飼養対策

(1) 猫を飼い始める前に【飼い主になるということ】

猫を家族として迎える覚悟・心構えがありますか？

動物を飼うということは、その命に責任を持つということです。

飼う前にその動物の習性などをよく調べ、最期をみとるまで飼うことができるかよく考えた上で飼いましょう。最期まで飼えないと思ったら、飼わないことも動物愛護です。

猫を飼い始める前のチェックシート【猫を飼う前に確認してみましょう。】

- ① 猫は約 15 年ぐらい生きています。最期をみとるまで飼うことができますか？
猫が病気になっても看病できますか？
- ② 動物の世話を休みはありません。給餌や排せつ物の処理など毎日世話ができますか？
- ③ 猫を飼うのに必要な費用を考えてみましたか？
* 食費、トイレの砂、首輪、食器、ワクチン接種、健康診断、不妊去勢手術、怪我や病気の治療、トリミング等が生涯で平均 80 万円以上の費用が必要とされています。
- ④ 近隣や地域に猫が嫌いな人もいるかもしれません。糞尿、鳴き声などで迷惑をかけないように飼えますか？
- ⑤ 家族全員が飼うことに賛成していますか？一時的な感情ではありませんか？家族に猫アレルギーの人はいませんか？15 年後の家族構成も考えてみましょう。
- ⑥ 引っ越しや自分が病気をしたときなど、万が一飼えなくなった時のことを考えていますか？
- ⑦ 猫を飼うことができる居住環境ですか？借家等では所有者から屋内飼育が認められていますか？
- ⑧ 猫はどこから購入または譲り受けますか？
* 保健所や動物愛護ボランティアでも譲渡しておりますので、選択肢の一つとして御検討ください。また、ペットショップで購入する場合も動物の特徴や飼育方法、関係法令の規制など十分説明を受けてから購入して下さい。
- ⑨ 災害時に一緒に避難できますか？
- ⑩ 猫のしつけ（キャリーバックを嫌がらない、トイレでの排せつができる、人を怖がらないなど）について知っていますか？

(2) 飼い主の心構え

① 屋内飼養

猫はストレスが発散される環境（上下運動できるタワー、体がすっぽり入る寝床、つめとぎなど）を整えれば、屋内のみで充分飼うことができる動物です。交通事故や迷子、他の猫とのけんかによる感染症、望まない妊娠など屋外の危険から飼い猫を守るため、屋内で飼うようにしましょう。併せて、脱走防止対策に十分留意しましょう。

② 不妊去勢手術

猫はとても繁殖力が強い動物です。生まれてくる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術を行いましょう。不妊去勢手術は、望まない妊娠を防ぐ以外にも、様々なメリットがあります。

オスのメリット

- マーキングが抑制できる。尿臭が軽減する。
- 生殖器の病気（腫瘍など）や交尾に伴う感染症（猫白血病など）が予防できる。
- 性格が穏やかになり、けんかも減る。

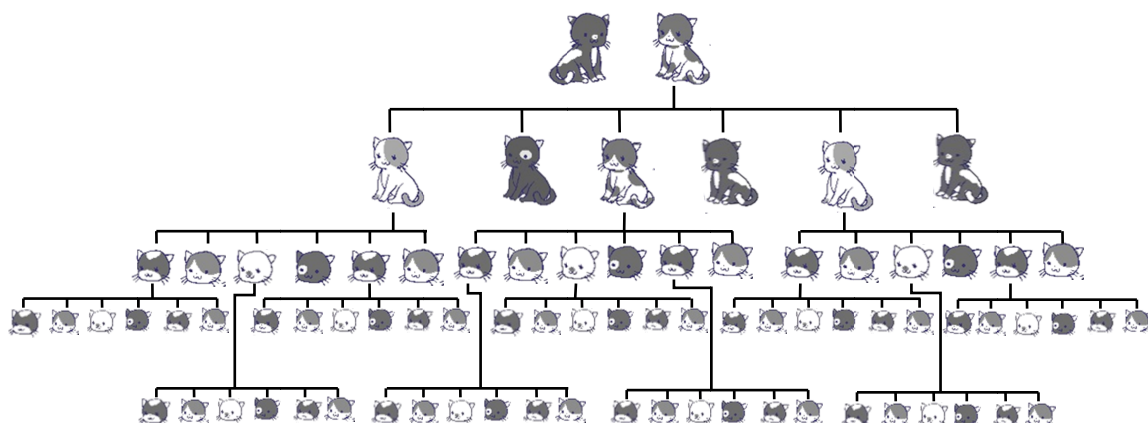
メスのメリット

- 望まない妊娠・出産が無くなる。
- 交尾に伴う感染症（猫白血病など）が予防できる。
- 生殖器の病気（乳腺腫瘍、卵巣嚢腫、子宮蓄膿症など）を予防できる。
- 発情に伴う行動（異常な鳴き声など）が軽減・消失する。

(猫の繁殖)

猫は日が長くなる春から秋の間に何回も発情します。交尾をすれば高い確率で妊娠（交尾刺激による排卵）し、1回の出産で4～8頭の子猫を産みます。生まれた子猫は早いと4～5か月で発情する事があります。計算上、1頭のメス猫から、1年で20頭以上、2年で80頭以上に増える場合があります。

最初の1頭のメス猫を不妊手術することが非常に重要です。



【1頭のメス猫から2年で80頭に増えるイメージ】

③ 近隣への迷惑防止

猫は、飼い易い動物とされていますが、あなたの猫が他人に迷惑をかけていることがあるかもしれません。糞尿や鳴き声など猫に関する苦情が近隣の人間関係に影響を及ぼすことがあります。苦情を受けたら内容を冷静に考え、獣医師やトレーナーに相談する等自分の飼い猫の行動に責任を持ち、誠意ある対応を行いましょう。

④ 所有者明示

「うち猫」であっても、普段経験のない災害時や雷、花火などの際には、脱走してしまう場合があります。

マイクロチップの装着や、首輪への迷子札などの標識をつけることで、飼い主がすぐにわかるようにしておきましょう。

* マイクロチップとは、動物の個体識別を可能にする直径2mm、長さ10mm程度の円筒形の電子標識器具。猫の皮下に埋め込んで使用し、世界共通の15桁の数字が記録されており、読み取り機で読み込むことにより個体識別が可能となるもの。動物病院において、最も痛みを伴わない首の後ろに容易に埋め込むのが一般的です。迷子札と異なり、落としたり、無くしたりすることがなくなります。

⑤ 災害時の備え

災害時に備え、猫と一緒に避難（同行避難）できる準備をしておきましょう。非常用のペットフード、水、薬、トイレ用品等を備蓄しておきましょう。

同行避難のためには、日頃からキャリーバックを嫌がらない、トイレでの排せつができる、人を怖がらないなどのしつけをしておきましょう。各種ワクチンの接種や、寄生虫の駆虫は他の猫への大事なマナーとなります。

⑥ 終生飼養

猫の寿命は「うち猫」で約15年と言われています。自分（飼い主）が病気になったり、どうしても飼えなくなったときのために、責任を持って新たな飼い主を探しておきましょう。

⑦ 虐待・遺棄の禁止

動物の遺棄や虐待は犯罪です。

* 虐待は、猫に暴力をふるうことだけではなく、適切に世話をしない場合も含まれます。発見したら警察に連絡しましょう。遺棄により、誰かに拾われて幸せになることや自然に帰ることで幸せになることは決してありません。交通事故や餓死などの悲惨な最期を迎え、生き延びても地域に嫌がられながら非常に短い一生を送ります。

4 野良猫対策

(1) 野良猫へのエサやりについて（飼い主責任が問われます）

- 野良猫にエサを与える場合は、飼い主としての自覚と責任を持って、不妊去勢手術やトイレの管理、近隣住民からの苦情対応なども行いましょう。
- 野良猫がかわいそうだからとむやみにエサを与えることは、繁殖による野良猫の増加や近隣住民への糞尿被害などの原因となるのでやめましょう。
- 猫用トイレを設置し、こまめに排泄物を処理し、悪臭や害虫、感染症の発生を防止しましょう。
- 個人として野良猫を適切に管理していくことは困難です。町内会などに相談して地域住民で地域猫活動を実施することや室内飼いも検討しましょう。

(2) 地域猫活動（野良猫対策の有効な手段の例）

◎目的

地域猫活動は、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にすることで、将来的に野良猫をなくしていくことを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく、「地域の環境問題」としてとらえ、地域で計画的に考えていく必要があります。

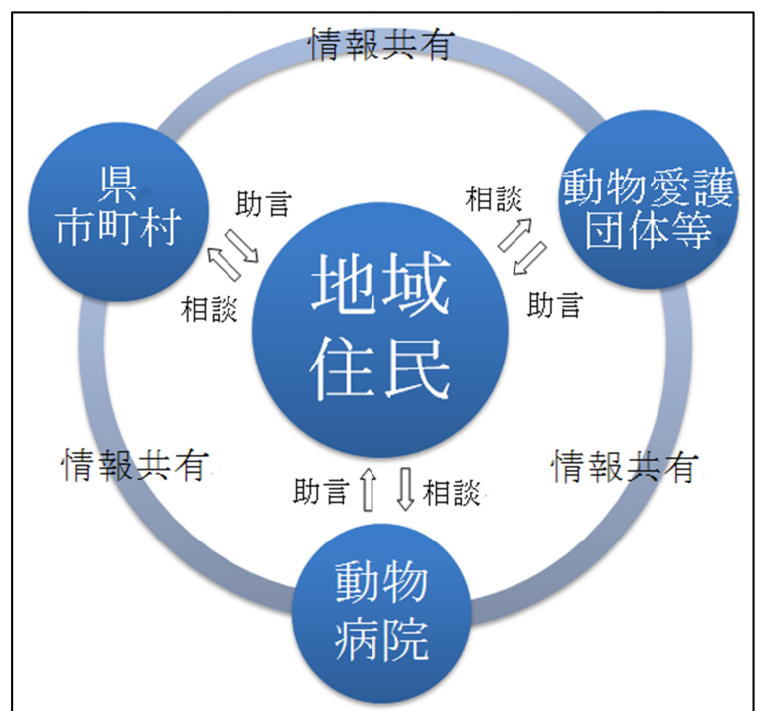
環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成22年2月）」より

◎役割分担

地域猫活動はあくまで「地域住民」が主体となって行う活動です。

そこに行政や動物愛護団体等がそれぞれの役割において支援し、連携していく必要があります。「地域住民」、「行政」、「動物愛護団体等」、「動物病院」の協働活動が重要です。

地域住民 <ul style="list-style-type: none">・ 地域で飼養する猫の把握・ 適切なエサやり、周辺美化・ 猫用トイレの設置・清掃・ 地域での周知活動、広報
行政 <ul style="list-style-type: none">・ 活動開始に向けたアプローチ・ 連絡調整・ 活動の周知、説明
動物愛護団体等 <ul style="list-style-type: none">・ 活動スキルの伝授・ 活動に係る助言、協力
動物病院 <ul style="list-style-type: none">・ 不妊去勢手術の施術・ 病気相談



◎地域猫活動の手順

① 活動グループの結成

地域住民が中心となり、動物愛護団体や行政の協力を得てグループを結成しましょう。できるだけ多くの参加者を募り代表者を決めましょう。

② 猫の地域トラブルの把握

どの地域にどのような問題が発生しているのか、問題の内容や発生場所の特定をしましょう。

③ 地域住民の理解と認知

地域には、猫の嫌いな人、猫の好きな人、猫に関心のない人など様々な人が生活しています。様々な立場の人が参加できる話し合いや説明会の場で、事前に地域猫活動の趣旨を理解してもらうことが大切です。十分な話し合いや説明会が必要ですが、行政や動物愛護団体からアドバイザーとして参加してもらうとスムーズに理解が得られやすいようです。

④ 猫の実態把握

活動の対象となる飼い主のいない猫の実態を把握するため、そと猫や野良猫の数や分布、問題の発生場所・内容、エサ場の位置、糞が多い場所などの地図を作成します。

⑤ 活動のルール作り

活動のルールは、地域の実情に応じたものを作成しましょう。

地域内の協力者が無理なく、継続して活動できるような役割分担、スケジュールなどの体制を考えます。また、資金の調達や広報、パトロールなどについてもあらかじめ考えましょう。資金は、捕獲器の購入費、不妊去勢手術費、病院までの運搬費等の初期費用に加えて、餌やトイレの砂の購入費等が必要となります。

⑥ 個体の把握

猫の写真などを活用し、毛色、尾の形状、性別、特徴、健康状態などの台帳を作成しましょう。

⑦ 不妊・去勢手術の実施

地域内で飼い主のいない猫が今以上に増えるのを防ぐため、地域猫活動の対象猫には必ず不妊去勢手術を実施しましょう。手術費用は、寄付・募金・自治会による予算化やクラウドファンディング、フリーマーケット等での集金の方法で工面している方が多いようです。

⑧ エサ場の設置

エサ場を設置する際は、周辺の方の了解を得ましょう。

エサ場は地域で決めた場所に固定し、決まった時間にエサを与え、それ以外の場所や時間帯には与えないようにしましょう。エサは食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を行いましょ。置きエサは絶対にやめましょ。

⑨ 猫用トイレの設置

所有者や管理者の了解を得て、地域で決めた場所にトイレを設置し、その場所で排泄するようしつけましょ。トイレの数は多めに設置ましょ。トイレは清潔を保ち、排泄物は速やかに片付けましょ。

⑩ 広報活動

自分たちの活動について市町村広報誌や地域の回覧板などを活用し広く知ってもらうことにより、地域住民が猫の問題を理解し、解決するうえで重要な活動となります。積極的に広報することにより新たな協力が得られることもあります。

⑪ 新しい飼い主探し

地域猫が人に慣れてきたら新しい飼い主になってくれる方を探しましょう。行政や動物愛護団体等との連携の中で、譲渡の支援を受けましょう。その際には、感染症対策を徹底し、感染症が蔓延しないように心がけましょう。

⑫ 新たな捨て猫の防止

「地域猫活動を実施している地域に猫を捨てれば管理してくれる」と考えて猫を捨てに来るケースがあります。パトロールの実施や、動物の遺棄は犯罪であることの看板設置を行い、遺棄事例が発生した場合は警察に通報しましょう。

5 関係法令等

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(周辺の生活環境の保全等に係る措置)

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあるとき認められる場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(罰則)

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつてっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

○ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあつては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあつては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

【問合せ先】

名称	電話番号
山形県環境エネルギー一部 危機管理・くらし安心局食品安全衛生課	023-630-2677
村山総合支庁生活衛生課	023-627-1187
最上総合支庁生活衛生課	0233-29-1261
置賜総合支庁生活衛生課	0238-22-3750
庄内総合支庁生活衛生課	0235-66-4748